相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西巣鴨二丁目二〇〇二番地、最後の住所東京都豊島区南大塚三丁目四二番七号富士ビル　被相続人　亡　伊藤　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂六丁目一七番地、最後の住所東京都世田谷区用賀三丁目二六番七号双葉荘　被相続人　亡　鈴木　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市朝日町一丁目二番地の一〇、最後の住所東京都府中市朝日町三丁目一七番地の一特別養護老人ホームあさひ苑　被相続人　亡　北澤　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区勝どき五丁目八番、最後の住所東京都清瀬市下清戸五丁目八五一番地一清瀬聖ヨハネグループホーム　被相続人　亡　加賀谷テル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市麻生区早野九四番地、最後の住所川崎市麻生区早野九三番地一　被相続人　亡　守谷　ナツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

川崎市川崎区宮本町六番地一　高木ビル二〇二　髙木亮二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　亮二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市大門町一一五番地、最後の住所長野県飯田市上郷別府二五八八番地一　被相続人　亡　宮下　力久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

長野県飯田市鼎東鼎一三八番地三嶋屋ビル四階　みなみ信州法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮下　将吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区船越町三四四番地、最後の住所静岡県浜松市中区船越町三三番三号　被相続人　亡　今村　雅俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

静岡県浜松市中区中央一丁目一七番二二号ＭＫビル四階西　河島多恵法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河島　多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区明野町二番、最後の住所名古屋市熱田区明野町二番二〇号　被相続人　亡　山田　さく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

名古屋市中区丸の内二―二―七丸の内弁護士ビル青木重臣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　敦賀　昭代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町内泊七三九番地、最後の住所大阪市住之江区南港中三丁目三番三二―七〇九号　被相続人　亡　原田　可晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階

相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市玉串町西一丁目一三〇一番地一二、最後の住所大阪府東大阪市豊浦町二番一三号　被相続人　亡　村井　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市北区鈴蘭台西町三丁目二番地四一、最後の住所神戸市北区鈴蘭台西町三丁目一番一二―一〇一号　被相続人　亡　竹本　伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

第53期決算公告

平成27年3月27日　静岡県浜松市中区高丘東三丁目8番38号

株式会社アーレスティプリテック

代表取締役　本田　孝次

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,571	流動負債	840
固定資産	2,688	固定負債	214
		株主資本	5,063
		資本金	100
		資本剰余金	15
		その他資本剰余金	15
		利益剰余金	4,948
		利益準備金	25
		固定資産圧縮積立金	5
		その他利益剰余金	4,918
		（うち当期純利益）	(68)
		評価・換算差額等	140
資産合計	6,259	負債・純資産合計	6,259